



対策地域内廃棄物処理計画（2013年12月26日一部改定）に基づき、災害廃棄物等の処理を実施中。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

- 2021年11月末時点で、約317万トン搬入完了（うち、焼却処理済量は約54万トン、再生利用済量は約204万トン、埋立て処分済量は約20万トン）。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

【津波がれきの撤去状況】

- 旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、2016年3月に仮置場への搬入を完了。

【仮設焼却施設の設置状況】

災害廃棄物等の処理中	浪江町、大熊町、双葉町
災害廃棄物等の処理完了	川内村、飯館村(小宮地区)、富岡町、南相馬市、葛尾村、飯館村(原平地区)、楡葉町



- ※田村市、川俣町については既存の処理施設で処理。
- ※双葉町では第一、第二の2施設がある。

環境省作成

福島県内の対策地域内廃棄物については、2013年12月に見直した対策地域内廃棄物処理計画に基づいて処理を進めています。

対策地域内廃棄物としては、津波がれき、被災家屋等の解体ごみ、家の片付けごみがあり、順次、仮置場への搬入を進めています。2021年11月末時点現在で、約317万トンを搬入しており、搬入した廃棄物は可能な限り再生利用を行っています。

また、このうち可燃物については、9市町村11箇所に設置した仮設焼却施設で減容化を図ることとしており、2021年11月末時点で4施設が稼働中であり、着実に処理を進めています。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2022年3月31日